

平成23年11月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録

平成23年11月28日

場 所 第2委員会室

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

○議案第34号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○県民政策及び行財政対策に関する調査

出席委員（8人）

委 員 長	山 下 博 三
副 委 員 長	右 松 隆 央
委 員	外 山 三 博
委 員	星 原 透
委 員	宮 原 義 久
委 員	西 村 賢
委 員	鳥 飼 謙 二
委 員	前 屋 敷 恵 美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総 務 部

総 務 部 長	稲 用 博 美
総 務 部 次 長 (総務・職員担当)	堀 野 誠
県参事兼総務部次長 (財務・市町村担当)	岡 田 英 治
総 務 課 長	柳 田 俊 治
部 参 事 兼 人 事 課 長	桑 山 秀 彦
財 政 課 長	日 隈 俊 郎
市 町 村 課 長	鈴 木 一 郎

事務局職員出席者

総 務 課 主 幹 馬 場 輝 夫

○山下委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第34号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に対する人事委員会の意見についてであります。お手元に配付してある資料をごらんください。これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会は人事委員会の意見を聞くこととなっており、その回答でありますので、参考にお配りしております。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

右松副委員長がちょっとおくれておるので、御理解いただきたいと思っております。

本委員会に付託されました議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いをいたします。

○稲用総務部長 それでは、本日御審議いただきます議案につきまして、お手元に配付しております総務政策常任委員会資料によりまして御説明をいたします。

1ページをお開きください。議案第34号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」

についてであります。これは、去る11月2日に行われました人事委員会勧告を踏まえ、平成23年度の公民較差に基づく県職員の給与改定を行うため、所要の改正を行うものであります。

なお、人事委員会勧告どおり給与改定を実施するに当たっては、本年12月に支給される期末・勤勉手当について、その算定の基礎となる給料月額を改定後の給料月額を用いる必要があることから、この議案につきましても、期末・勤勉手当の基準日であります12月1日までに公布・施行する必要があります。このため、他の議案に先立って議決いただきたく御審議をお願いするものであります。

議案の詳細につきましては人事課長に説明させていただきますので、よろしくお願いたします。私からは以上でございます。

○桑山人事課長 議案の詳細につきまして御説明いたします。

委員会資料1ページをごらんください。議案第34号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」でございます。

まず、1の改正理由についてであります。ことしの人事委員会勧告におきましては、本年4月の職員の給与が民間の給与を0.29%上回っているとの結果が報告されまして、この公と民の較差を解消するための給与改定が必要であると勧告されたところでございます。今回の改正は、この人事委員会勧告を踏まえまして職員の給与改定等を行うため、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正内容でございます。まず、(1)の給料表でございますが、医師に適用されます給料表である医療職給料表(一)を除く各給料表につきまして、おおむね40歳代以上の中高年齢層の職員が受ける号給に重点を置いた引き下げ

改定となっております。具体的には、50歳代でマイナス0.5%、40歳代後半がマイナス0.4%、40歳代前半が0%からマイナス0.3%ということで、それより若い世代はマイナス改定はございません。

次に、(2)の給与構造改革に伴う経過措置額の引き下げでございます。平成18年4月に給与構造改革というものが行われまして、マイナス4.8%の給料表の引き下げが行われました。それに伴う経過措置といたしまして、その前年度、平成17年度末の給料月額を保障するという措置が設けられておりました。具体的には、17年度末に40万円もらっていた人が18年4月には平均4.8%の減、38万円に下がったと。ただ、40万円との差額2万円は、38万円の給料が定期昇給で上がって行って40万円に達するまでは保障しますということでございます。そういう経過措置が設けられています。この経過措置額も民間企業との比較の対象になっておりましたものですから今回引き下げということで、一般職員が0.49%、大学の学長が0.50%の引き下げということになっております。

次に、(3)の調整措置についてでございます。公民較差に基づきます今回の給与改定を人勧どおり12月から実施するに当たりまして、本年4月から11月までの公民較差相当分につきましても、これを解消するために12月期の期末手当におきまして、所要の調整を実施するものでございます。

最後に、3の施行期日は12月1日を予定しております。

なお、今回の改正による一般会計の人件費削減額は約3億4,000万円ということになっております。

説明は以上でございます。よろしくお願

たします。

○山下委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案について質疑はありませんか。

○宮原委員 説明をいただいたんですが、医療職の給与を除きということになっていますね。これは人事院勧告でも医療職は除くとなっているわけですか。

○桑山人事課長 おっしゃいますように、人事委員会勧告におきまして、医療職給料表（一）、医師、歯科医師に適用する給料表は除くということになっております。これは、医師等の人材確保が大変難しいという状況を踏まえまして、引き下げ改定を行う対象から外されたというふうに聞いております。

○宮原委員 あと1点。50代、40代後半、40代前半でそれぞれ引き下げられる比率が違うんですけども、先ほど説明もありましたが、それぞれの状況があるんだというふうに思いますけれども、これも国がこの年代はこれでということと全く変わらない引き下げということではないんですか。

○桑山人事課長 今回、中高年齢層に重点を置いた引き下げということで、この前提として国の人事院が行った調査、それから県の人事委員会が行った調査でも同じような傾向が見られているというふうに考えます。民間の給与と比較しまして、若年層においては民間の給与のほうが高いという状況が見られるようでして、若年層の給料についてはむしろ引き下げよりは引き上げるような方向が一つの方向性としてあります。これに対しまして、中高年齢層につきましては、逆に民間よりも公務員のほうが給料が高いという状況がありまして、そういう状況から、今回の引き下げを民間より高い中高年齢層に重点的にマイナス幅を当てはめて削減されたという状況

でございます。

○宮原委員 ちなみに、マイナス0.5%の50代の方で例を一つ挙げていただくといいのかなと思います。幾らという給料に対して何万下がる。0.5%がびんこないので、40代後半の方でもいいし、40代前半でもいいけれども、パーセントで見たときどのくらい下がるというのが見えるのかなと思いますので。

○桑山人事課長 モデルの給与例ということで、県職員のボーナスは平均何歳でと、よく言われております。43.2歳という年齢で人事委員会が積算していますが、36万8,000円余りの給料が36万7,000円ということでありまして、月額給料が1,000円ちょっと落ちることになります。12カ月分と、これにボーナスでおおむね4カ月出ますので、1万6,000～1万7,000円の年額のマイナスということになります。ちなみに、今回、高齢層ほどマイナス幅が大きくなりますので、58歳程度になりますと、年額で4万5,000円マイナスというケースも見られます。この辺が最大のマイナス幅であろうかと思えます。

○宮原委員 ありがとうございます。以上です。

○前屋敷委員 4月の給与で民間との比較を調査されたということですが、対象はどのくらいの事業所を調査されたんですか。

○桑山人事課長 県の人事委員会におきましては、114の事業所を対象にデータが得られましたので、比較分析を行ったというふうに聞いております。

○前屋敷委員 50代、40代前半・後半ですが、それぞれ対象人数はどのくらいが対象になるんですか。

○桑山人事課長 それは県職員の人数でございますでしょうか。数字がすぐ出ませんので、しばらくお待ちいただけますでしょうか。

○前屋敷委員 今度対象になっていらっしゃる方は、家計的にいいますと一番出費のかさむ世代ですね。そして、ずっと毎年、3年連続ぐらい引き下げになっていますし、この10年間を見ても引き下げなかった年が少ないぐらいの状況ですので、地域の経済も含めてより一層影響が出るということは予想されることです。それとあわせて、今、国が人事院勧告はけた形で、国の特例法で進めるということで、まだ結論は出ていない状況ですが、時限ではありますけれども、これが仮に可決した場合、県としてはどういうふうな取り扱いになる見込みでしょうか。

○桑山人事課長 最近の国の動きとしましては、民主党政権のもとで人事院勧告は内包されるものとして特例減額の法案を優先するというところで、平均7.8%の削減を目指しているという状況であります。一方、野党側の自民党などでは、人事院勧告をやって、その上で7.8%の削減をやるというような両方の案が上がって、今後どういふ議論がなされるのか、まだ不透明な部分がございます。国は震災復興財源を捻出するためのあらゆる歳出見直しの中で、こういったものが出てきたというふうに理解しておりますが、私どもからすれば、これまでも県レベルでは行財政改革を徹底的にやってきておまして、人数、それから1人当たりの給与費、これにつきましても、特別職等の給料の減額とか、いろいろな努力をこれまでやっておりましたので、国は国の一つの事情として行われるものというふうに思っております。そういうふうに思っておまして、本県としては人事委員会勧告——公務員の賃金制度の根幹に従って今回やるわけでございますが、国が仮に可決して7.8%減額がなされたとしますと、マスコミの報道等によりまして、次に地方交付税あるいは義務教育の国庫負

担金あたりの人件費の単価の国に準じた引き下げを行って、地方に回す交付金なり補助負担金の減額がなされるのではないかという報道もなされております。今後、そうした動きがどうなるのかを見きわめて、また必要な対応をとることもあろうかというふうに思っております。

○前屋敷委員 まだ可決されていない段階ではありますが、今の段階では、特例法が仮に通ったとしてもそれに準じる形での施行はまだ考えていないということに理解してもいいのでしょうか。

○桑山人事課長 おっしゃるとおりでございます。

○前屋敷委員 確かに国は復興財源を捻出するというところから、時限ではありますけれども、こういう今、審議がされているんですけども、翻ってみて、今度の震災を受けて、いかに地方公務員、国家公務員もそうですが、公務員の果たすべき役割というのが大事であったかというのが改めてわかってきているところで、そういうことも国の論議の中でも大いに勘案されていかなきゃならない問題じゃないかというふうに思っているところです。これでどうこうということはありませんけれども、そういうふうには思っていますので、今そういう手だてをとっていいのかというふうに思っているところなんです。

後に戻りますが、今度の人事院の勧告に基づいて給与の引き下げ、恐らく市町村でも県に準じてということになるかと思いますが、そうなった場合の影響額といえますか、どのくらい見積もっておられるかも聞かせてください。

○鈴木市町村課長 市町村は県内に26団体ございますけれども、総じて、国の人事院もしくは人事委員会の勧告に沿った形で今回改定いたし

ます。影響額につきましては、試算でございますけれども、全体で1億4,000万程度減額ということになっております。

○前屋敷委員 県内全体で1億4,000万と。これは県は除いてということですね。県が先ほど3億4,000万と言われましたが、市町村だけということですね。

○鈴木市町村課長 市町村分ということで1億4,000万程度ということになります。

○前屋敷委員 わかりました。その試算は、やはり市町村も40代から50代の範囲でのものですか。

○鈴木市町村課長 そういう形で国の人事院もしくは人事委員会の勧告に沿った形で今回改定するというところでございます。同じような取り扱いでございます。

○前屋敷委員 今回の提案で医療職は除かれる、特別職も除かれているんですけれども、これは何か特別な理由があるんですか。

○桑山人事課長 特別職につきましては、一般職の給与改定の状況とか、あるいは国の動向等を踏まえて決定することになりますけれども、御承知のとおり、近年のそういう給与改定等がわずかな幅にとどまっていること等もありまして、特に報酬の改定は予定されておられません。それは月額報酬のことなんですけど、いわゆるボーナス、期末手当のほうにつきましては、国に準じた取り扱いとなっておりますが、今回、特に国においては改定等の取り扱いはありませんので、改定は行われないうことになります。

先ほど前屋敷委員からお尋ねのありました職員数でございますが、私ども知事部局のほとんどの職員は、ほとんど行政職給料表の適用を受ける職員が占めておりますが、全体で4,018名、行政職の職員がおりますけれども、このうち50

代が1,167名、40代が1,498名ということでございまして、合わせますと2,665名ということでございます。60%から70%ぐらいがその年代に属しているという状況でございます。

○鳥飼委員 参考までに、大まかでいいんですけども、警察職員と教育職給料表、それから研究職、行政職（二）表、（三）表の数を教えていただけませんか。勧告報告書では行政職員の人数は4,300何とかと書いてあったんですけども、参考までに教えていただきたいと思えます。

○桑山人事課長 調べますので、少々お待ちください。

○鳥飼委員 後でもいいんですけども、それと、例えば教育職、学校の現場で先生をしていて、教育委員会に来ます。その場合は教育職給料表の適用ということになるのでしょうか。行政職に変換するのでしょうか。

○桑山人事課長 おっしゃるのは、教育庁に、例えば学校政策課あるいは教育研修センター、そういう職場に学校の先生が見えた場合ということかと思いますが、行政職にかわる場合と教育職の給料表を適用したまま勤務される方と、両方のケースがあるようでございます。

○鳥飼委員 わかりました。それは職種といいますか、そのポストによるということだろうと思えますが、また後で教えてください。

それと、例えば知事部局の場合で研究職とかおられますけれども、（二）表、（三）表の方もおられるわけで、知事部局、行政のほうに来たときは行政職給料表を適用されていると思うんですけども、そこはどうでしょうか。

○桑山人事課長 行政職以外の給料表で申しますと、医療職（二）、医療職（三）というのは、例えば医療職（二）ですと、獣医、薬剤師など

挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山下委員長 挙手多数。よって、議案第34号については可決すべきものと決定をいたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります
が、委員長報告につきまして、特に御要望等
ございませんか。

暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時30分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御
一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのようにいたしま
す。

そのほか何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、何もありませんので、
以上で委員会を終了いたします。

午前10時30分閉会